

「知って得する？」社労士の独り言 第36回

6月から職場のハラスメント防止対策が強化されました
～パワーハラスメント防止措置が義務化 中小事業主は令和4年4月から～

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

1. 法制化された「職場のハラスメント防止対策」とは ～ハラスメント法制化の目的～

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人の能力を十分に発揮することを妨げ、個人の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。企業でも、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題となっています。

この為、平成31年の198回通常国会で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、これにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下「労働施策総合推進法」という。）が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法でも、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今まで職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。

この改正法に基づき、令和2年1月に、下記ハラスメントの改正指針が策定されました。

なお、中小事業主のパワハラ防止措置は、令和4年4月1日からの義務となります（それまでは努力義務）。ただし、セクハラやマタハラ等の防止対策の強化については事業所の規模要件が無いため、中小事業主も令和2年6月1日から対応が必要です。

	パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	マタニティーハラスメント
法律	労働政策総合推進法	男女雇用機会均等法	男女雇用機会均等法 / 育児・介護休業法
罰則等	公表 虚偽報告等 20万円以下の過料	公表 虚偽報告等 20万円以下の過料	公表 虚偽報告等 20万円以下の過料
指針	事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	* 事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針 * 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針
施行日	令和2年6月1日 中小企業は令和4年4月	令和2年6月1日	令和2年6月1日

2. 事業主及び労働者の責務 ← 指針で事業主と労働者の責務が明確に規定されました。

事業主の責務
<ul style="list-style-type: none"> * 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること * その雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと * 事業主自身（法人の場合はその役員）がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと ※取引先等の労働者や求職者も含む。
労働者の責務
<ul style="list-style-type: none"> * ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと * 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

3. 令和2年6月より企業が講じなければいけない4つ措置義務

1. ハラスメント対策の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する
2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する
3. ハラスメント発生時の迅速かつ適切な対応（調査及び措置）を確認する
4. プライバシーの保護や不利益取扱いの禁止を周知・啓発する

各措置の具体的な取り組み例については、厚生労働省のパンフレット「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！～セクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策とともに対策をお願いします～」(参考資料にURLを記載。)に解説や規定例及び、条文・指針が記載されています。指針に記されている「典型的な例」と併せて、ぜひ一度ご確認ください。

【参考資料】

* 職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました令和2年2月作成
(ハラスメント対策まとめのパンフ ページ数 66 頁)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000611025.pdf>

* 令和2年6月1日施行「女性活躍推進・ハラスメント防止対策」についての解説動画
<https://www.youtube.com/watch?v=C8Cx33IXkcc> (動画は 36 分)